

投票用紙の交付誤りについて

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙の期日前投票事務において、下記の事案が発生しましたので報告します。

このような事案が発生してしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和 7 年 7 月 1 5 日参議院議員通常選挙の期日前投票事務の執行において、羽生市で投票できない者（1 名）に誤って投票を行わせる事案が発生しました。

2 原因

羽生市から転出し、他市町村の選挙人名簿に登録されているにもかかわらず、登録状況を見落とし、投票用紙を交付してしまったものです。

3 今後の対応

再発防止に向け、改めて事務に従事する職員に注意喚起を行うとともに、今後投票事務において疑義が生じた場合は、必ず選挙管理委員会へ確認するよう周知徹底を行い、今後、このようなことが起こらないよう、選挙事務の適正執行に努めてまいります。

【 問合せ 】

羽生市選挙管理委員会事務局
048-561-1121（内線：231・232）
senkan@city.hanyu.lg.jp